

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2025年9月26日
【会社名】	株式会社インサイト
【英訳名】	I N S I G H T I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 浅井 一
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員 山田 哲夫
【本店の所在の場所】	札幌市北区北八条西一丁目3番地
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長浅井一及び当社取締役執行役員山田哲夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能することで、合理的な範囲でその目的を達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年6月30日を基準日として行い、その評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社ならびに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社及び全ての連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は主として広告・マーケティング事業に関する複数のサービスを提供しており、売上高が事業拠点の重要性を判断する指標として適切であると判断し、各事業拠点の当連結会計年度の予想売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の予想売上高の概ね2/3に達している事業拠点および質的影響の重要性を勘案して決定した事業拠点の1拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）で再検討し、当該評価範囲が適切であることを確認しております。選定した重要な事業拠点においては、収益獲得活動に関連し、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産および人件費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、税効果会計、貸倒引当金の評価、関係会社株式の評価等を評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役会長浅井一及び当社取締役執行役員山田哲夫は、2025年6月30日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。